

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		集会施設使用料の減免
根拠法令及び条項		新座市営墓園条例第34条
所管部課係名		市民生活部環境課環境保全係
審査基準	関係条項	特になし
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 集会施設使用料の減免は、公用又は公益上特に必要と認められるもので、一般利用は減免の対象外であるため未設定とする。
	参考事項	
	設定等年月日	平成11年7月1日設定（平成25年4月1日最終変更）
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定 集会施設使用料の減免は、一般利用は対象外であるため未設定とする。
標準処理期間	設定等年月日	平成11年7月1日設定（平成23年2月1日最終変更）